

平成 2 2 年 度

税制改正大綱における農林水産関係税制事項

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日

農 林 水 産 省

第1 農業者等の経営を直接支援する

ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する課税の減免の適用期限を1年延長（石油石炭税）

- ・輸入A重油に係る免税措置
- ・国産A重油に係る還付措置

農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（資産の簿価譲渡）の適用期限を3年延長（法人税、住民税、事業税）

農林漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の適用期限を2年延長（所得税・法人税）【経産省等5省共管】

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金について、退職手当等とするとともに、差押禁止の対象とする措置（所得税、住民税、徴収）【厚労省共管】

生命保険料控除について、介護・医療の掛金控除を追加し、各保険料控除の合計限度額を12万円とする制度に改組（所得税、住民税）【金融庁共管】

農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例（交付金等を準備金として積み立てた場合及び農用地等を取得した場合の必要経費算入等）について、次の見直し（所得税・法人税）

適用実績を踏まえ、対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外

対象となる交付金等に米戸別所得補償モデル事業交付金（仮称）及び水田利活用自給力向上事業交付金（仮称）を追加

第2 循環型社会の構築を進める

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止。なお、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行3分の2）（固定資産税）

バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間価格の2分の1）の適用期限を2年延長（固定資産税）

廃棄物再生処理用設備を取得した場合の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長（固定資産税）【経産省等3省共管】

食品循環資源再生処理装置については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の4分の3、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4（現行3分の2）

対象から廃木材破砕・再生処理装置及び空びん洗浄処理装置を除外

公害防止用設備を取得した場合の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長（固定資産税）【経産省等4省共管】

水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）

産業廃棄物処理施設については、対象を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処理施設に限定した上、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）

対象からその他の設備を除外

第3 農山漁村を活性化する

中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置（5年間価格の3分の2）について、その適用期限を1年延長した上、廃止（固定資産税）

食品製造業者等が研究開発を行った場合の税額控除制度（10%等）の適用期限を2年延長（所得税・法人税、住民税）【経産省等7省共管】

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却制度（10%等）について、ソフトウェア業を対象事業から除外する等の所要の見直しを行った上、その適用期限を1年延長（所得税・法人税）【総務省等3省共管】

産業活力再生特別措置法に基づき行う事業再構築等に係る登記の税率の軽減措置（0.7% 0.35%等）について、次の登記にあっては軽減税率が適用される資本金の額の上限を3,000億円までの部分とした上、その適用期限を2年延長（登録免許税）【経産省等4省共管】

株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記

商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置（所得税）【経産省共管】

【検討事項】

金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。（所得税、住民税）【経産省等4省共管】

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討する。（所得税・法人税、住民税、事業税）【内閣府等9省共管】

第4 森林・林業を活性化する

森林組合の合併に係る課税の特例措置（資産の簿価譲渡）の適用期限を3年延長（法人税、住民税、事業税）

【検討事項】

地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めることとする。この旨を法律において規定することとする。（地球温暖化対策税（環境税））

【環境省共管】

第5 漁業を活性化する

漁業用A重油に対する課税の減免の適用期限を1年延長（石油石炭税）

- ・輸入A重油に係る免税措置
- ・国産A重油に係る還付措置

漁業協同組合の合併に係る特例措置（資産の簿価譲渡）の適用期限を3年延長（法人税、住民税、事業税）

生命保険料控除について、介護・医療の掛金控除を追加し、各保険料控除の合計限度額を12万円とする制度に改組（所得税、住民税）【金融庁共管】

第6 その他

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととする。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととする。

上記の方針に沿って、22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行う。

【適用期限の到来等をもって廃止となるもの】

- ・ 農業協同組合・農事組合法人等が国の補助等を受けて農業者等の共同利用のための施設を取得した場合の課税標準の特例措置(交付金相当額を軽減)(不動産取得税)
- ・ 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減措置 (登録免許税)
- ・ 農業委員会のある等により農地等を取得した場合の課税標準の特例措置 (不動産取得税)
- ・ 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合等の課税標準の特例措置 (不動産取得税)
- ・ 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により農用地区域内の土地を取得した場合等の納税義務の免除措置 (不動産取得税)
- ・ 農林中央金庫等が行う組織再編による登記の税率の軽減措置 (登録免許税)
- ・ 農協等が新たに株式会社又は合同会社を設立するために不動産を現物出資した場合の非課税措置 (不動産取得税)
- ・ 農協等が新たに株式会社又は合同会社を設立するために不動産を現物出資した場合の非課税措置 (特別土地保有税)
- ・ 農協が他の農協から信用事業を譲り受けた場合の不動産に係る課税標準の特例措置 (不動産取得税)
- ・ 資源再生化設備等 (食品循環資源再生利用設備、木質固形燃料製造設備) を取得した場合の特別償却制度 (所得税・法人税)【環境省共管】
- ・ 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に係る税率の軽減措置 (登録免許税)
- ・ 海外投資等損失準備金制度 (海外造林等)(法人税)【経産省共管】
- ・ 高温焼却装置を取得した場合の特別償却制度 (所得税・法人税)【経産省等3省庁共管】
- ・ 独立行政法人の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税措置 (登録免許税)